○「代謝及び残留に関する審査ガイダンス」（令和５年３月30日付け４消安第7147号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| 第１　目的<br>本ガイダンスは、農薬の植物及び家畜体内における代謝並びに作物中、畜産物中及び魚介類中の残留の審査に関する基本的な考え方を示すものである。 | 第１　目的<br>本ガイダンスは、農薬の植物及び家畜体内における代謝、作物中、畜産物中及び魚介類中の残留の審査に関する基本的な考え方を示すものである。 |
| 第２　（略） | 第２　（略） |
| 第３　試験方法及び審査について<br>Ⅰ．植物代謝<br>試験を実施する農作物や農薬の施用方法の選定は基本的に OECD Test No. 501 に従うが、以下についても考慮して審査するものとする。 | 第３　試験方法及び審査について<br>Ⅰ．植物代謝<br>試験を実施する農作物や農薬の施用方法の選定は基本的に OECD Test No. 501 に従うが、以下についても考慮して審査する。 |
| １．　（略） | （１）　（略） |
| ２．可食部以外の部位の試験の結果を利用部位及び使用時期等が一致する別のカテゴリーの作物の代謝経路の推定に利用する場合は、事前に相談することが望ましい。（例：根菜類の葉の試験の結果を葉菜類に利用、①果樹の葉（生育期）又は②果樹の葉（収穫期）及び果菜類の葉（生育期）の試験の結果を茶に利用等） | （２）可食部以外の部位の試験結果を利用部位及び使用時期等が一致する別のカテゴリーの作物の代謝経路の推定に利用する場合は、事前に相談することが望ましい。（例：根菜類の葉の試験結果を葉菜類に利用、①果樹の葉（生育期）又は②果樹の葉（収穫期）及び果菜類の葉（生育期）の試験結果を茶に利用等） |
| ３．散布や土壌混和等、複数の使用方法がある農薬の場合は、原則として、使用方法ごとに試験を実施する。一部の使用方法のみ試験を実施した場合は、実施した試験の結果からその他の使用方法における代謝を考察すべきである。 | （３）適用に散布や土壌混和等、複数の使用方法がある場合は、原則使用方法毎に試験を実施する。一部の使用方法のみ試験を実施した場合は、実施した試験からその他の使用方法における代謝を考察すべきである。 |

Ⅱ．作物残留

１．　（略）

２．試験例数

（１）国内試験について

30 消安第 6278 号通知表 6 別紙の作物残留試験の提出試験数について、「１．基本原則」の「使用時期及び処理方法等から残留しないことが明らかな場合」とは、収穫物への残留のおそれがない使用時期及び使用方法として、例えば、は種前又は果樹の休眠期の処理、開花前における果樹園での雑草茎葉への除草剤の処理又は樹幹散布、浸透移行性のない農薬の樹幹塗布等が該当する。ただし、2 例以上の作物残留試験の結果が定量限界未満であり、有効成分の特性等を踏まえて確実に残留しないと判断できる場合に限る。

また、既存の農薬の使用方法より残留濃度が低くなると思われる使用方法での作物残留試験の提出試験数は、生産量に関わらず 2 例以上とする。

「３．作物残留が定量限界未満になる使用方法の場合」とは、浸透移行性のない農薬であって、種子への処理、植付前の除草剤の処理及び果樹園での雑草茎葉への除草剤の処理が該当する。

（２）　（略）

（３）海外の試験成績の利用について

海外の試験成績を利用する場合については、国内における地形、栽培管理の方法、気象条件等の影響を確認する必要があるため、当面の間、海外の試験成績と併せて国内の試験成績の提出を求めるものとする。なお、国内の試験成績と海外の試験成績の比較結果が十分に集積された際には、当該原則を再検討することとする。

Ⅱ．作物残留

１．　（略）

２．試験例数

（１）国内試験について

30 消安第 6278 号通知表 6 別紙の作物残留試験の提出試験数について、「１．基本原則」の「使用時期及び処理方法等から残留しないことが明らかな場合」とは、収穫物への残留のおそれがない使用時期及び使用方法として、例えば、は種前又は果樹の休眠期の処理、開花前における果樹園での雑草茎葉への除草剤の処理又は樹幹散布、浸透移行性のない有効成分の樹幹塗布等が該当する。ただし、2 例以上の作物残留試験の結果が定量限界未満であり、有効成分の特性等を踏まえて確実に残留しないと判断できる場合に限る。

また、既存の農薬の使用方法より残留濃度が低くなると思われる使用方法での作物残留試験の提出試験数は、生産量に関わらず 2 例以上とする。

「３．作物残留が定量限界未満になる使用方法の場合」とは、浸透移行性のない農薬であって、植付前の除草剤の処理及び果樹園での雑草茎葉への除草剤の処理が該当する。

（２）　（略）

（３）海外データの利用について

海外データを利用する場合にあっては、国内における地形、栽培管理の方法、気象条件等の影響を確認する必要があるため、当面の間、海外データと合わせて国内データの提出を求めるものとする。なお、国内データと海外データの比較結果が十分に集積された際には、当該原則を再検討することとする。

① 統計検定により国内の試験成績と海外の試験成績を統合して利用する場合

Mann-Whitney U-test 又は Kruskal Walis Htest による統計検定が可能な試験例数とする。Mann-Whitney U-test を利用する場合の生産量が特に多い作物における具体的な試験例数は表１のとおり。

表１　Mann-Whitney U-test を利用する場合の生産量が特に多い作物の試験例数

| | 試験例数 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 国内の試験成績 | 2 例以上* | 3 例以上 | 4 例以上 | 5 例以上 |
| 海外の試験成績 | 8 例以上* | 5 例以上 | 4 例以上 | 3 例以上 |

*（略）

提出する海外の試験成績は、使用方法が同じ試験（プロポーショナリティの原則により調整可能な試験を含む。）のものについて全て提出するものとする。なお、国内の試験成績と海外の試験成績について統計検定を実施した結果、統合して利用できない場合は、従来どおり 30 消安第 6278 号通知に規定する例数の国内の試験成績が必要となる。

② 統計検定が不要な場合（各国の cGAP が同一でグローバル MRL を設定する場合）

OECD Test No.509：Crop Field Trial に従って、世界的に同一の GAP で申請を行う場合は、各国へ提出する全ての試験成績を提出の上、国内の試験成績の例数を 40%減らすことができるものとする。ただし、提出する試験成績における試験例数は、総数として 8 例以上とする必要がある。申請に必要な試験例数は表２のとおり。

① 統計検定により国内データと海外データを統合して利用する場合

Mann-Whitney U-test 又は Kruskal Walis Htest による統計検定が可能な試験例数とする。Mann-Whitney U-test を利用する場合の生産量が特に多い作物における具体的な試験例数は表１のとおり。

表１　Mann-Whitney U-test を利用する場合の生産量が特に多い作物の試験例数

| | 試験例数 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 国内データ | 2 例以上* | 3 例以上 | 4 例以上 | 5 例以上 |
| 海外データ | 8 例以上* | 5 例以上 | 4 例以上 | 3 例以上 |

*（略）

提出する海外データは、使用方法が同じデータを全て提出するものとする。使用方法が同じデータとは、プロポーショナリティの原則により調整可能なデータを含む。国内データと海外データの統計検定の結果、統合・活用できない場合は、従来通り 30 消安第 6278 号通知に規定する数の国内データが必要となる。

② 統計検定が不要な場合（各国の cGAP が同一でグローバル MRL を設定する場合）

OECD Test No.509：Crop Field Trial に従って、世界的に同一の GAP で申請を行う場合は、各国へ提出する全てのデータを提出のうえ、国内データは必要試験例数の 40%減らせるものとする。ただし、提出データの総数は 8 例以上。申請に必要な国内データの試験例数は表２のとおり。

表２　統計検定が不要な場合の申請に必要な試験例数

| | 生産量が特に多い作物 | 生産量が多い作物 |
|---|---|---|
| 国内の試験成績 | 4 例以上 | 2 例以上 |
| 海外の試験成績 | 4 例以上 | 6 例以上 |

③　施設のみで栽培される作物の場合

海外の試験成績のみで申請可能。

３．ほ場試験（試料調製）

（１）供試農作物

①　（略）

ア・イ　（略）

ウ　収穫部位に処理する使用方法の場合は、代表的品種のほかに、重量に対して表面積比率が高い品種、処理後の果実肥大が小さい品種等を含めることが望ましい。例えば、食用花は作物により形状や大きさが様々であるため、供試農作物は重量に対する表面積の比率が高く、残留濃度が高くなると想定される食用なでしこ又は食用プリムラを選定することが望ましい。また、食用ぎくを供試する場合は、農薬の残留分布をより適切に把握するため、大きさの異なる複数品種を供試することが望ましい。

②・③　（略）

（２）消長試験（Residue Decline Trials）

経時的に有意に減衰することが明らかでない農薬については、全ての試験について消長を確認できるよう実施されていること。

表２　統計検定が不要な場合の申請に必要な国内データの試験例数

| | 生産量が特に多い作物 | 生産量が多い作物 |
|---|---|---|
| 国内データ | 4 例以上 | 2 例以上 |
| 海外データ | 4 例以上 | 6 例以上 |

③　施設のみで栽培される作物の場合

海外データのみで申請可能。

３．ほ場試験（試料調製）

（１）供試農作物

①　（略）

ア・イ　（略）

ウ　収穫部位に処理する使用方法の場合は、代表的品種のほかに、重量に対して表面積比率が高い品種、処理後の果実肥大が小さい品種等を含めることが望ましい。例えば、食用花は作物により形状や大きさが様々であるため、供試農作物は重量に対する表面積の比率が高く、残留濃度が高くなると想定される食用なでしこ又は食用プリムラを選定することが望ましい。また食用ぎくを供試する場合は、農薬の残留分布をより適切に把握するため、大きさの異なる複数品種を供試することが望ましい。

②・③　（略）

（２）消長試験（Residue Decline Trials）

経時的に有意に減衰することが明らかでない農薬については、すべての試験について消長を確認できるよう実施されていること。

| | |
|---|---|
| （３）　（略） | （３）　（略） |
| （４）使用時期<br>30 消安第 6278 号通知に示す試験方法のほか、以下に留意する必要がある。<br>①　（略）<br>②　稲の乳熟期又は豆類（種実）の子実肥大期に作物体に直接散布する可能性がある使用方法の場合、少なくとも 1 回は当該期間に散布を行っていること。<br>③　使用時期が生育初期に該当するだいこんについて、間引き菜及びつまみ菜の分析が行われていない場合は、「間引き菜及びつまみ菜に使用しない」旨の注意事項を付す。<br>④・⑤　（略） | （４）使用時期<br>30 消安第 6278 号通知に示す試験方法の他、以下に留意する必要がある。<br>①　（略）<br>②　稲の乳熟期に作物体に直接散布する可能性がある使用方法の場合、少なくとも 1 回は乳熟期に散布を行っていること。<br>③　使用時期が生育初期に該当するだいこんに「間引き菜及びつまみ菜に使用しない」旨の注意事項を付す場合は、間引き菜及びつまみ菜の作物残留試験の提出は要さない。<br>④・⑤　（略） |
| （５）その他<br>①　みつばについて、伏せ込み栽培での作物残留に係る試験が実施されていない場合は、使用時期を「収穫〇日前まで。ただし､伏せ込み栽培は伏せ込み前まで。」とする。ただし、使用時期や処理方法などから伏せ込み栽培の影響がほとんどない場合はこの限りではない。<br>②　（略）<br>③　稲のもみ米は、分析が行われておらず、稲わら及び玄米における残留濃度が定量限界未満の場合は、残留濃度が稲わら又は玄米のうちいずれか高い方の定量限界を下回るものとして審査する。<br>④　稲の黄熟期地上部は、分析が行われておらず、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、残留濃度が稲わらの残留濃度と同等として審査する。<br>ア　稲わらにおける残留濃度が定量限界未満の場合 | （５）その他<br>①　みつばについて、伏せ込み栽培での作物残留試験の提出がない場合は、使用時期を「収穫〇日前まで。ただし､伏せ込み栽培は伏せ込み前まで。」とする。ただし、使用時期や処理方法などから伏せ込み栽培の影響がほぼない場合はこの限りではない。<br>②　（略）<br>（新設）<br><br><br>（新設）<br><br>（新設）<br>（新設） |

イ　VI. 2．の柱書に従い、稲の黄熟期地上部の残留濃度の代わりに稲わらの残留濃度を用いて予想飼料最大負荷量を算出した場合であって、30 消安第 6278 号通知の表７の②の条件付き要求の内容等に該当することにより、畜産物（家畜）残留に係る試験成績の提出を要しない場合

⑤　適用農作物に「水稲（水田畦畔）」を申請することは、食用又は飼料用に利用される農作物に登録がある農薬について行うことができる。この場合、表４の要件に従い実施された作物残留に係る試験成績の提出を求め、残留濃度が定量限界未満であることを確認する。

表４　作物残留試験の実施要件

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 採取方法 | 処理した畦畔の際から２ｍまでの水稲を、畦畔に沿って採取。 |
| （略） | （略） |
| 分析対象物質 | 有効成分の規制対象化合物及び暴露評価対象化合物 |
| （略） | （略） |

４．　（略）

５．試験結果

（１）食用に利用される作物

作物残留試験の結果から推定される農薬の最大残留濃度が残留基準に適合すること。

（２）飼料用に利用される作物

家畜代謝試験及び／又は家畜残留試験の結果から推定される畜産物中の農薬の最大残留濃度が残留基準に適合すること、又は内閣総理大臣が定める人の健康

③　「水稲（水田畦畔）」への申請は、食用又は飼料用に利用される農作物に使用される農薬について行うことができる。この場合、表４の要件に従い実施された作物残留試験の提出を求め、残留濃度が定量限界未満であることを確認する。

表４　作物残留試験の実施要件

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 採取方法 | 処理した畦畔の際から２ｍまでの水稲を、畦畔に沿って採取。 |
| （略） | （略） |
| 分析対象物質 | 有効成分の規制対象物質及び暴露評価対象物質 |
| （略） | （略） |

４．　（略）

５．試験結果

（１）食用に利用される作物

作物残留試験結果から推定される農薬の最大残留濃度が残留基準に適合すること。

（２）飼料用に利用される作物

家畜代謝試験及び／又は家畜残留試験の結果から推定される畜産物中の農薬の最大残留濃度が残留基準に適合すること、又は内閣総理大臣が定める人の健康

を損なうおそれのない量を超えないこと。畜産物中の推定残留濃度の算出はVI. 畜産物（家畜）残留の方法を用いること。食用に利用される作物である場合には（１）を満たすこと。なお、作物残留試験の結果が定量限界未満である場合は、飼料を通じて畜産物に定量限界以上の残留が認められることはないと考えられるため、家畜代謝及び畜産物（家畜）残留に係る試験成績の提出を要しない。

６．展着剤

（１）分析対象物質

原則として展着剤及び適用農薬を分析対象物質としていること。

ただし、当該展着剤の成分物質が食品等に広く利用されており、人に対して安全であることが明らかな場合は、当該成分の分析は不要とする。

また、（２）残留濃度への影響試験において、当該展着剤が適用農薬の残留濃度に影響を与えない場合は、適用農薬の分析は不要とする。

（２）残留濃度への影響試験

①～③　（略）

④　審査事項

残留濃度への影響試験の結果、展着剤の使用により、適用農薬の有効成分等の残留濃度が 10%以上高くならなかった場合、当該展着剤の適用範囲（適用農薬及び作物）において残留濃度に影響はないものと判断する。なお、残留濃度がいずれも定量限界未満の場合であって、適用農薬の性質、使用方法、作物の形態、分析部位等から定量限界未満になることが妥当と考えられる場合についても、残留濃度に影響はないものと判断する。

適用農薬の有効成分等の残留濃度が 10%以上高くなった場合は、適用農薬の残留濃度に影響があるものと判断し、適用農薬と作物の組合せごとに、

---

を損なうおそれのない量を超えないこと。畜産物中の推定残留濃度の算出はVI. 畜産物（家畜）残留の方法を用いる。食用作物でもある場合は（１）も満たすこと。なお、作物残留試験の結果が定量限界未満である場合は、飼料を通して畜産物に定量限界以上の残留が認められることはないと考えられるため家畜代謝試験及び家畜残留試験の提出を除外できる。

６．展着剤

（１）分析対象物質

原則として展着剤及び適用農薬を分析対象物質としていること。

ただし、当該展着剤の成分物質が食品等に広く利用されており、人に対して安全であることが明らかな場合は、展着剤自体の分析は不要とする。

また、（２）残留濃度への影響試験において、当該展着剤が適用農薬の残留性に影響を与えない場合は、適用農薬の分析は不要とする。

（２）残留濃度への影響試験

①～③　（略）

④　審査事項

残留濃度への影響試験の結果、展着剤の使用により、農薬の有効成分等の残留濃度が 10%以上高くなる場合、当該展着剤の適用範囲（対象農薬・作物）を設定し、その組み合わせ毎に適用農薬の有効成分等の残留濃度が当該有効成分について設定された残留基準を超えないこと。

なお、10%未満の場合は、当該展着剤の適用（対象農薬、作物）範囲について、残留面からの規制は不要とする。また、残留濃度がいずれも定量限界未満の場合は、剤の性質、使用方法、作物の形態、分析部位等から定量限界未満になることが妥当と考えられる場合は、残留濃度に影響は与えないと判断する。

| | |
|---|---|
| 展着剤を添加して実施された当該適用農薬の作物残留試験を用いて審査する。 | |
| 7．その他<br>（1）既に使用方法として散布が登録されている農薬について、使用方法として常温煙霧を追加する申請を行う場合であって、単位面積当たりの有効成分投下量が以下の場合は、当面の間、当該申請は元の登録の残留濃度を超えないと判断する。<br>① 散布の作物残留試験の最大投下量≧常温煙霧の申請投下量 | 7．その他<br>（1）既に地上散布で登録されている農薬について、常温煙霧に適用拡大する登録申請を行う場合、当面の間、単位面積当たりの有効成分投下量が以下の場合に、当該申請は元の登録の残留濃度を超えないと判断する。<br>① 地上散布の作物残留試験の最大投下量≧常温煙霧の申請投下量 |
| （2）既に使用方法として散布が登録されている農薬について無人航空機等による散布を行うため、高濃度の希釈倍数で使用する申請を行う場合であって、単位面積当たりの有効成分投下量が以下のいずれかに該当する場合は、当面の間、当該申請は元の登録の残留濃度を超えないと判断する。<br>① 散布の作物残留試験の最大投下量≧無人航空機等の申請投下量<br>② 散布の作物残留試験の最小投下量≧無人航空機等の申請投下量の 75%に相当する投下量 | （2）既に地上散布で登録されている農薬を無人航空機等により散布するため、高濃度の希釈倍数で使用する変更の登録申請を行う場合、当面の間、単位面積当たりの有効成分投下量が以下のいずれかの場合に、当該申請は元の登録の残留濃度を超えないと判断する。<br>① 地上散布の作物残留試験の最大投下量≧無人航空機等の申請投下量<br>② 地上散布の作物残留試験の最小投下量≧無人航空機等の申請投下量の 75%に相当する投下量 |
| （3）粉剤について、単位面積当たりの有効成分投下量が水で希釈して使用する剤（水和剤、乳剤等）で実施された作物残留試験における単位面積当たりの有効成分投下量を超えない場合は、当該作物残留に係る試験成績を利用することができる。 | （3）粉剤について、単位面積当たりの有効成分投下量が水で希釈して使用する剤（水和剤、乳剤等）で実施された作物残留試験成績の単位面積当たりの有効成分投下量を超えない場合は、当該作物残留試験成績を利用することができる。 |
| （4）定植時までの生育初期における土壌に処理した場合の作物残留に係る試験成績については、単位面積当たりの有効成分投下量を超えない場合は、剤型によらず当該試験成績を利用することができる。 | （4）定植時までの生育初期における土壌に処理した作物残留試験成績については、単位面積当たりの有効成分投下量を超えない場合は、剤型によらず当該作物残留試験成績を利用することができる。 |

| | |
|---|---|
| Ⅲ.・Ⅳ.　（略） | Ⅲ.・Ⅳ.　（略） |
| Ⅴ．家畜代謝 | Ⅴ．家畜代謝 |
| 動物代謝試験の結果等を用いて家畜代謝試験の審査は行わない。ただし、以下の場合を除く。 | 動物代謝試験のデータ等を用いて家畜代謝試験の審査は行わない。ただし、以下の場合を除く。 |
| １．（略） | ①　（略） |
| ２．（略） | ②　（略） |
| 家畜代謝試験が、実際に起こり得る飼料からの摂取量と同程度の投与量を含む 2 以上の投与量（反すう動物の場合は個体、家きんの場合は投与群）で実施され、食用の組織等中の残留濃度が定常状態に達している場合は、家畜代謝試験の結果を畜産物（家畜）残留試験として審査することができる。なお、乳及び卵中の残留濃度が定常状態に達していない場合は、十分な科学的根拠がなければ、当該試験の結果を畜産物中の残留濃度の確認に用いることができない。 | 家畜代謝試験が、実際に起こりえる飼料からの摂取量と同程度の投与量を含む 2 以上の投与量（反すう動物の場合は個体、家きんの場合は投与群）で実施され、食用の組織等中の残留濃度が定常状態に達している場合は、家畜代謝試験の結果を家畜残留試験として審査することができる。乳及び卵中の残留濃度が定常状態に達していない場合は、十分な科学的根拠がなければ、当該試験結果を畜産物中の残留濃度の確認に利用しない。 |
| Ⅵ．畜産物（家畜）残留 | Ⅵ．畜産物（家畜）残留 |
| １．畜産物（家畜）残留試験の審査に係る基本的な考え方 | １．畜産物（家畜）残留試験の審査に係る基本的な考え方 |
| （１）・（２）　（略） | （１）・（２）　（略） |
| （３）原則として、反すう動物及び家きんを用いた残留試験で審査する。豚を用いた代謝試験を実施し、その代謝経路が反すう動物と異なる結果が得られた場合には、豚の審査には豚の残留試験を用いる。 | （３）原則は、反すう動物及び家きんを用いた残留試験で審査する。豚で代謝試験を実施し、その代謝経路が反すう動物と異なる結果が得られた場合には、豚の審査には豚の残留試験を用いる。 |
| （４）試験結果の他の動物種への外挿は以下を原則とする。 | （４）試験結果の他の動物種への外挿は以下を原則とする。 |
| ①　泌乳牛を用いた残留試験から求められた筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳の残留濃度を全ての陸棲ほ乳類の同じ種類の組織等に適用する。ただし、豚を用いた残留試験を行う場合には、その結果を豚の残留濃度とする。ま | ①　泌乳牛を用いた残留試験から求められた筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳の残留濃度をすべての陸棲ほ乳類の同じ種類の組織等に適用する。ただし、豚を用いた残留試験を行う場合には、その結果を豚の残留濃度とする。ま |

| | |
|---|---|
| た、肝臓及び腎臓の残留濃度のうち、最大残留濃度を食用部分（食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分）に適用する。<br>② 産卵鶏を用いた残留試験の結果から求められた筋肉、脂肪、肝臓、及び卵の残留濃度を全ての家きん由来の同じ種類の組織等に適用する。また、肝臓の残留濃度を腎臓及び食用部分（食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分）に適用する。 | た、肝臓及び腎臓の残留濃度のうち、最大残留濃度を食用部分（食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分）に適用する。<br>② 産卵鶏を用いた残留試験結果から求められた筋肉、脂肪、肝臓、及び卵の残留濃度をすべての家きん由来の同じ種類の組織等に適用する。また、肝臓の残留濃度を腎臓及び食用部分（食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分）に適用する。 |
| ２．予想飼料負荷量（予想飼料最大負荷量及び飼料中平均負荷量）の算出（具体例）<br>予想飼料最大負荷量は、作物残留試験で得られた各飼料作物等の残留濃度に給餌量表（別表１）における当該飼料の給与割合を乗じた値を、残留濃度（乾重量ベース）の高いものから順に、給与割合の合計が 100%になるまで積算して推定する。<br><br>ただし、家畜の栄養バランスに配慮した給与実態を踏まえ、Codex の各飼料作物グループ（以下「作物グループ」という。）で給与割合が最大となる作物の給与割合を超えることはできない。<br>なお、飼料に利用される作物のうち国産の利用率が低い作物（別表１給餌量表の備考欄に※印のある作物）については、国内での農薬使用における当該作物への残留を予想飼料最大負荷量の積算に考慮しない。<br>また、30 消安第 6278 号通知の表７の②（２）及び（３）の「予想飼料最大負荷量」の算出にあっては、稲の黄熟期地上部の残留濃度の代わりに稲わらの残留濃度を用いることができる。 | ２．予想飼料負荷量（予想飼料最大負荷量及び飼料中平均負荷量）の算出（具体例）<br>予想飼料最大負荷量は、作物残留試験で得られた各飼料作物等の残留濃度に給餌量表（別表１）における当該飼料の給与割合を乗じた値を、残留濃度（乾重量ベース）の高いものから順に、給与割合の合計が 100%になるまで積み上げて積算して推定する。<br>ただし、家畜の栄養バランスに配慮した給与実態を踏まえ、Codex の各飼料作物グループ（以下「作物グループ」という。）で給与割合が最大となる作物の給与割合を超えることはできない。<br>なお、飼料に利用される作物のうち国産の利用率が低い作物（別表１給餌量表の備考欄に※印のある作物）については、国内での農薬使用における当該作物への残留を予想飼料最大負荷量の積算に考慮しない。 |
| （１）予想飼料最大負荷量の算出<br>① 飼料負荷量の算出の対象となる作物を以下の表７の作物グループに分類し、作物残留試験の結果に基づいて、それぞれの作物グループに属する飼料作物等に作物残留濃度を割り当てる。 | （１）予想飼料最大負荷量の算出<br>① 飼料負荷量の算出の対象となる作物を以下の表７の作物グループに分類し、作物残留試験結果に基づいて、それぞれの作物グループに属する飼料作物等に作物残留濃度を割り当てる。 |

| | |
|---|---|
| 表７　（略） | 表７　（略） |
| ②～⑤　（略） | ②～⑤（略） |
| ⑥　適用農作物由来の飼料作物等の総給与割合が 100%未満の場合は、適用のない農作物由来の飼料作物等を給与したとみなす。 | ⑥　適用農作物由来の飼料作物等の総給与割合が 100%未満の場合は、適用のない農作物由来の飼料作物等を給与したと仮定する。 |
| ⑦　（略） | ⑦　（略） |
| （参考）　（略） | （参考）　（略） |
| （２）飼料中平均負荷量の算出 | （２）飼料中平均負荷量の算出 |
| ①　（１）の最大負荷量を計算した方法と同様に、作物残留試験の結果に基づいて、給餌量表から飼料負荷量の算出の対象となる飼料作物等を選定する。 | ①　（１）の最大負荷量を計算した方法と同様に、作物残留試験結果に基づいて、給餌量表から飼料負荷量の算出の対象となる飼料作物等を選定する。 |
| ②・③　（略） | ②・③　（略） |
| 表８　（略） | 表８　（略） |
| ④～⑥　（略） | ④～⑥　（略） |
| ⑦　適用農作物由来の飼料作物等の総給与割合が 100%未満の場合は、適用のない農作物由来の飼料作物等を給与したとみなす。 | ⑦　適用農作物由来の飼料作物等の総給与割合が 100%未満の場合は、適用のない農作物由来の飼料作物等を給与したと仮定する。 |
| ⑧　（略） | ⑧　（略） |
| （参考）　（略） | （参考）　（略） |
| ３．予想飼料負荷量から畜産物中残留濃度の算出（具体例） | ３．予想飼料負荷量から畜産物中残留濃度の算出（具体例） |

「２．予想飼料負荷量（予想飼料最大負荷量及び飼料中平均負荷量）の算出（具体例）」の方法に従って算出した予想飼料負荷量と家畜残留試験の結果を用いて、当該農薬を処理した飼料作物等を家畜に給与した場合の畜産物中最大残留濃度及び平均残留濃度を算出する。

原則として、算出された畜産物中の最大残留濃度を畜産物中 MRL の推定に、平均残留濃度を人の暴露評価に利用する。

（１）畜産物中の最大残留濃度の算出

① 家畜残留試験の結果から、投与量 X（飼料乾重量当たりの被験物質濃度（mg/kg））に対し畜産物中残留濃度 Y（mg/kg）をプロットする。

ア 筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び卵中の最大残留量を見積もるためには、当該家畜残留試験の投与量ごとの最大残留濃度を使用する。

イ 乳の最大残留量を見積もる際には、当該家畜残留試験の各投与量での全個体の採取日ごとの平均残留濃度のうち、定常状態における平均値を使用する。

（参考）農薬 B を泌乳牛（4 頭/群）に投与し、最終投与後 24 時間以内に、と殺した場合の組織中残留濃度

（略）

② （略）

（２）畜産物中平均残留濃度の算出

① 家畜残留試験の結果から、投与量 X（飼料乾重量当たりの被験物質濃度（mg/kg））に対し畜産物中残留濃度 Y（mg/kg）をプロットする。

「２．予想飼料負荷量（予想飼料最大負荷量及び飼料中平均負荷量）の算出（具体例）」の方法にしたがって算出した予想飼料負荷量と家畜残留試験結果を用いて、当該農薬を処理した飼料作物等を家畜に給与した場合の畜産物中最大残留濃度及び平均残留濃度を算出する。

原則として、算出された畜産物中の最大残留濃度を畜産物中 MRL の推定に、平均残留濃度を人の暴露評価に利用する。

（１）畜産物中の最大残留濃度の算出

① 家畜残留試験結果から、投与量 X（飼料乾重量当たりの被験物質濃度（mg/kg））に対し畜産物中残留濃度 Y（mg/kg）をプロットする。

ア 筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び卵中の最大残留量を見積もるためには、当該家畜残留試験の投与量毎の最大残留濃度を使用する。

イ 乳の最大残留量を見積もる際には、当該家畜残留試験の各投与量での全個体の採取日毎の平均残留濃度のうち、定常状態における平均値を使用する。

（参考）農薬 B を泌乳牛（4 頭/群）に投与。最終投与後 24 時間以内にと殺した場合の組織中残留濃度

（略）

② （略）

（２）畜産物中平均残留濃度の算出

① 家畜残留試験結果から、投与量 X（飼料乾重量当たりの被験物質濃度（mg/kg））に対し畜産物中残留濃度 Y（mg/kg）をプロットする。

ア　筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び卵中の平均残留濃度を見積もるためには、当該家畜残留試験の投与量ごとの平均残留濃度を使用する。ただし、卵中の平均残留濃度は、定常状態の平均値とする。

イ　乳の平均残留濃度を見積もる際には、当該家畜残留試験の各投与量での全個体の採取日ごとの平均残留濃度のうち、定常状態の平均値を使用する。

（参考）　（略）

②　（略）

別表１　給餌量表

肉牛

| Codex code | 飼料作物等 | 適用農作物 | 最大給与割合(%) | DM(%) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| AF/AS | 稲発酵粗飼料（サイレージ） | 稲 | (略) | (略) | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| CM/CF | ホミニーフィード（とうもろこし） | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| GC | とうもろこし | 飼料用とうもろこし | 75 | 88 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| GC | ライ麦 | ライ麦 | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

※国産の利用率が低い作物（以下同じ。）

泌乳牛

| Codex code | 飼料作物等 | 適用農作物 | 最大給与割合(%) | DM(%) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|

ア　筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び卵中の平均残留濃度を見積もるためには、当該家畜残留試験の投与量毎の平均残留濃度を使用する。ただし、卵中の平均残留濃度は、定常状態の平均値とする。

イ　乳の平均残留濃度を見積もる際には、当該家畜残留試験の各投与量での全個体の各日毎の平均残留濃度のうち、定常状態の平均値を使用する。

（参考）　（略）

②　（略）

別表１　給餌量表

肉牛

| Codex code | 飼料作物等 | 適用農作物 | 最大給与割合(%) | DM(%) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| AF/AS | 稲発酵粗飼料（サイレージ） | 稲WCS | (略) | (略) | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| CM/CF | ホミニーフィード（トウモロコシ） | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| GC | とうもろこし | 飼料用とうもろこし | 75 | 88 | ※ |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| GC | らい麦 | らい麦 | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

※：国産の利用率が低い作物（以下同じ）

泌乳牛

| Codex code | 飼料作物等 | 適用農作物 | 最大給与割合(%) | DM(%) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| AF/AS | 稲発酵粗飼料（サイレージ） | 稲 | (略) | (略) | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| AF/AS | ライ麦（乾牧草） | (略) | (略) | (略) | (略) |
| AF/AS | ライ麦（サイレージ） | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| GC | とうもろこし | 飼料用とうもろこし | 80 | 88 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| GC | ライ麦 | ライ麦 | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

豚

| Codex code | 飼料作物等 | 適用農作物 | 最大給与割合 (%) | DM (%) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| GC | とうもろこし | 飼料用とうもろこし | 85 | 88 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| GC | ライ麦 | ライ麦 | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

ブロイラー

| Codex code | 飼料作物等 | 適用農作物 | 最大給与割合 (%) | DM (%) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| GC | とうもろこし | 飼料用とうもろこし | 70 | 88 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

産卵鶏

| Codex code | 飼料作物等 | 適用農作物 | 最大給与割合 (%) | DM (%) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| GC | とうもろこし | 飼料用とうもろこし | 80 | 88 | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| AF/AS | 稲発酵粗飼料（サイレージ） | 稲WCS | (略) | (略) | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| AF/AS | らい麦（乾牧草） | (略) | (略) | (略) | (略) |
| AF/AS | らい麦（サイレージ） | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| GC | とうもろこし | 飼料用とうもろこし | 80 | 88 | ※ |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| GC | らい麦 | らい麦 | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

豚

| Codex code | 飼料作物等 | 適用農作物 | 最大給与割合 (%) | DM (%) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| GC | とうもろこし | 飼料用とうもろこし | 85 | 88 | ※ |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| GC | らい麦 | らい麦 | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

ブロイラー

| Codex code | 飼料作物等 | 適用農作物 | 最大給与割合 (%) | DM (%) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| GC | とうもろこし | 飼料用とうもろこし | 70 | 88 | ※ |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

産卵鶏

| Codex code | 飼料作物等 | 適用農作物 | 最大給与割合 (%) | DM (%) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| GC | とうもろこし | 飼料用とうもろこし | 80 | 88 | ※ |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

別表２　（略）

Ⅶ．魚介類残留

１．算定方法

（１）魚介類推定残留量の算定

以下の計算式により算定する。

魚介類推定残留濃度（mg/kg）
＝水域 PEC（μg/L）×（BCF×不確実係数（5））/1000

ただし、BCF＜0.2 の場合、魚体中濃度と水中濃度が同等であるとみなし、以下の計算式により算定する。

魚介類推定残留濃度（mg/kg）＝水域 PEC（μg/L）/1000

（２）生物濃縮係数

（略）

①　（略）

②　結果の報告

ア・イ（略）

ウ　2 濃度区又は複数の標識体を用いて生物濃縮性試験を実施した場合、原則として、有効成分として最大となる BCF を採用する。

（３）水域環境中予測濃度

別表２　（略）

Ⅶ．魚介類残留

１．算定方法

（１）魚介類推定残留量の算定

以下の計算式により算定する。

魚介類推定残留濃度（mg/kg）
＝水域 PEC（μg/L）×（BCF×不確実係数（5））/1000

ただし、BCF＜0.2 の場合、魚体中濃度と水中濃度が同等であると仮定し、以下の計算式により算定する。

魚介類推定残留濃度（mg/kg）＝水域 PEC（μg/L）/1000

（２）生物濃縮係数

（略）

①　（略）

②　結果の報告

ア・イ（略）

ウ　2 濃度区または複数の標識体を用いて生物濃縮性試験を実施した場合、原則、有効成分として最大となる BCF を採用する。

（３）水域環境中予測濃度

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| ① 水田で使用する農薬<br>ア・イ（略）<br>ウ 留意点<br>第 3 段階における水域 PEC を用いて魚介類推定残留濃度を算定する場合、実水田田面水中濃度測定試験のほ場ごとに算出した水域 PEC のうち、最大値を用いる。<br>② （略） | ① 水田で使用する農薬<br>ア・イ（略）<br>ウ 留意点<br>第 3 段階における水域 PEC を用いて魚介類推定残留濃度を算定する場合、実水田田面水中濃度測定試験のほ場毎に算出した水域 PEC のうち、最大値を用いる。<br>② （略） |
| （4）試験成績の代替<br>既に登録を受けている有効成分について、河川モニタリング結果から得られた最大濃度期における平均濃度を水域 PEC の代替として、また、魚介類モニタリング結果から得られた最大残留値を推定残留量の代替として用いることができる。河川モニタリングは、30 消安第 6278 号通知の別添「環境中予測濃度算定」２．試験方法の「河川における農薬濃度のモニタリング」に従って実施する。水域 PEC の代替に用いるため「河川における農薬濃度のモニタリング」の実施条件は「生活環境動植物に対する毒性影響の評価に用いる場合」に基づくこと。 | （4）データの代替<br>既に登録を受けている有効成分について、河川モニタリング結果から得られた最大濃度期の平均濃度を水域 PEC の代替として、また、魚介類モニタリング結果から得られた最大残留値を推定残留量の代替とすることができる。河川モニタリングは、30 消安第 6278 号通知の別添「環境中予測濃度算定」２．試験方法の「河川における農薬濃度のモニタリング」に従って実施する。水域 PEC の代替に用いるため「河川における農薬濃度のモニタリング」の実施条件は「生活環境動植物に対する毒性影響の評価に用いる場合」に基づくこと。 |
| ２． （略） | ２． （略） |

附則（令和８年 11 月１日）

１．本通知は、令和８年 11 月１日から適用する。

２．本通知による改正後の規定は、令和８年 11 月１日以降に行われる農薬の登録申請において提出される資料について適用する。

３．前項の規定にかかわらず、本通知による改正後の第３のⅡ．３．（４）②の規定は、令和８年 11 月１日以降に開始された試験の試験成績について適用する。